

徳島県社会福祉士会元副会長に対する

刑事告発報道に関する会長声明

公益社団法人日本社会福祉士会は、人々の尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。

徳島新聞等の報道によりますと、徳島県社会福祉士会の元副会長が、5人の被後見人等の口座から計数百万円を着服した疑いがあるとして、徳島家庭裁判所から刑事告発されたとのことです。

事実関係は今後の捜査により明らかになると思われますが、報道によると、元副会長は既に家庭裁判所から後見人等を解任されており、後見人等としての業務が適切に行われていなかったと考えられます。また、徳島県から介護保険事業者の取り消し処分も受けているとのことです。

これらは、社会福祉士に対する信用はもとより成年後見制度に対する信頼を失わせるものであり、被後見人等をはじめ、関係者のみなさまに多大なご迷惑をおかけしたことを心からお詫び申し上げます。

成年後見制度は、判断能力が不十分な人たちが安心して暮らすことができるように支援するものであり、倫理綱領の遵守を前提とした都道府県社会福祉士会会員が、被後見人等の権利を侵害することは絶対にあってはならないことです。

今後、本会は社会福祉士の倫理綱領のさらなる徹底に努めるとともに、各都道府県社会福祉士会と協力して再発防止に取り組んでまいります。

2016年10月27日

公益社団法人日本社会福祉士会
会長 鎌倉 克英